

東京医療保健大学医療保健学部既修得単位等認定専門委員会規則

(設 置)

第1条 入学者が本学入学前に他大学等で修得した単位（以下既修得単位）等の認定に関して、東京医療保健大学医療保健学部教務委員会規程に基づき、医療保健学部既修得単位等認定専門委員会を設置する。

(構 成)

第2条 専門委員は次の者をもって構成する。

- (1) 各学科長の推薦する教員2名
- (2) 教務部長

2 専門委員会には委員長をおく。委員長は教務委員会委員長が指名する。

(審議事項)

第3条 専門委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 既取得単位の認定に関する事項。
- (2) 大学間の単位互換制度による単位修得認定に関する事項。

附則 この規則は平成17年4月1日より施行する。

附則 この規則は平成22年12月8日より施行する。